

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月13日

支出負担行為担当官

大阪管区気象台長 榊原 茂記

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している関西航空地方気象台空港気象ドップラーライダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図り、確実な安定運用を図るために行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望するものの有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要なシステムの構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

関西航空地方気象台空港気象ドップラーライダー装置運用支援

(2) 業務内容

既設の関西航空地方気象台空港気象ドップラーライダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図り、確実な安定運用を行う。

(3) 履行期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）

3 業務目的

既設の関西航空地方気象台空港気象ドップラーライダー装置の機能を保全し、観測精度の維持を図り、確実な安定運用を図るために実施することを目的とし、空港気象ドップラーライダー装置を構成するシェルタ装置、制御監視装置、データ表示装置、データ保存装置、ネットワーク機器、シャットダウン装置、データ入出力装置、データ処理評価装置の運用支援として消耗品・部品の交換等現地作業及び故障保守作業を行う。なお、故障保守作業は契約期間に発生する故障等に随時対応するものである。

4 応募要件

(1) 基本的要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 令和7・8・9年度国土交通省（全省庁統一資格）「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ 大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

空港気象ドップラーライダー装置が、航空機の離着陸の安全に必要な空港及び空港周辺の気象観測と運航関係機関等に対する提供を行う機器であることを理解し、航空気象観測業務等に支障を与えない技術を有すること。また、当該業務を実施する為の資料に示す項目について、個々の要件を満足するような点検・調整を行う技術を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

ア 大阪管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は本業務終了後直ちに返却しなければならない。

イ 大阪管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

(4) 業務執行体制に関する要件

ア 当該業務実施前の打合せ等に係る連絡窓口を有すること。

イ 当該機器の運用停止を伴う作業は日中作業時間帯（09時00分から17時00分）までを基本とすること。直ちに故障保守作業を実施する必要がある場合などは監督職員と相談のうえ、作業時間帯を決めること。

ウ 当該業務実施中、実施後に発覚または発生した不具合などに係る連絡窓口、保守体制を有すること。

エ 気象庁からの連絡を24時間常に受け付け、障害連絡受付後約24時間以内に復旧作業、故障診断を開始できる体制を確保すること。

(5) その他必要と認める要件

ア 空港気象ドップラーライダー装置の製造若しくは点検・調整業務において実績を有する、またはこれと同等の実績を有すること。

イ 本業務に必要となる機器の構造等の詳細情報に関する資料を使用する権利を有する、または許可を受けられること。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

大阪管区気象台総務部会計課第二契約係 電話 06-6949-6301

(2) 説明書の交付期間、場所

令和7年2月13日(木)から令和7年2月28日(金)まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和7年3月3日(月) 17時00分まで (1)に同じ。

原則として電子メールにより提出すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

(4) 令和7・8・9年度国土交通省(全省庁統一規格)「役務の提供等」において近畿地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、本件が(3)の公告を行うこととなった場合で該当入札の競争参加資格確認申請を行う場合には当該資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は公募説明書による。